

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(大磯町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大磯町職員の給与に関する条例(昭和30年大磯町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第16条の3第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(大磯町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 大磯町固定資産評価審査委員会条例(昭和30年大磯町条例第34号)の一部を次のように改正する。

「第1節 総則」を削る。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「地方税法」を「、地方税法」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

「第2節 委員長及び書記」を削る。

第2条第4項中「場合又は」を「とき、又は」に、「場合において」を「とき」に、「委員長の」を「委員長が」に改める。

「第3節 審査の申出」を削る。

第4条第2項中「の各号」を削り、同項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条第4項中「、代表者」を「代表者」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

「第4節 審査の手続」を削る。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

第11条第1項中「おいては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び町長の主張の要旨
- (4) 理由

第11条第2項中「町長」を「、町長」に改める。

「第5節 雑則」を削る。

第14条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「町長が別に」を「大磯町固定資産評価審査委員会規程で」に改める。

(大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第3条 大磯町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年大磯町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第26条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(大磯町町税条例の一部改正)

第4条 大磯町町税条例(昭和50年大磯町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(大磯町情報公開条例の一部改正)

第5条 大磯町情報公開条例(平成9年大磯町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「決定」の次に「又は行政情報の公開の請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)」に、「不服申立てが」を「審査請求が」に、「当該不服申立てを不適法であることを理由として却下するとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に、「不服申立てに」を「審査請求に」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を公開することとする場合(当該行政情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

第12条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、「不服申立人」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項において同じ。)

- (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る行政情報の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第12条に次の1項を加える。

- 3 第1項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（大磯町手数料条例の一部改正）

第6条 大磯町手数料条例（平成12年大磯町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（徴収しない事項）

第2条の2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律の規定において準用する場合を含む。別表第1において同じ。）の規定により審理員（同項の規定により読み替えて同法第38条第1項の規定を適用する場合又は他の法律の規定において同項の規定を準用する場合であって同法第9条第1項の規定による審理員の指名を要しない場合においては、審査庁。別表第1において同じ。）が行う提出書類等の写し等の交付に係る手数料は、無料とする。

別表第1 公文書及び図書の閲覧の項中「閲覧」の次に「（行政不服審査法第38条第1項の規定による閲覧を除く。）」を加え、同表公文書及び図書の謄抄本の項中「謄抄本」の次に「（行政不服審査法第38条第1項の規定によりなされた交付の求めに応じ、同条第2項の規定により審理員が交付する提出書類等の写し等を除く。）」を加える。

（大磯町個人情報保護条例の一部改正）

第7条 大磯町個人情報保護条例（平成12年大磯町条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 不服申立て及び個人情報保護審査会」を「第4章 審査請求及び個人情報保護審査会」に改める。

「第4章 不服申立て及び個人情報保護審査会」を「第4章 審査請求及び個人情報保護審査会」に改める。

第25条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「第24条第1項又は」を「第24条第1項若しくは」に改め、「の決定」の次に「又は開示の請求、訂正の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立てが」を「審査請求が」に、「当該不服申立てを不適法であることを理由として却下するとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に、「不服申立てに」を「審査請求に」に改め、「又は決定」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報について、訂正又は利用停止をすることとする場合
第25条に次の1項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第26条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の大磯町固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

3 第5条の規定による改正後の大磯町情報公開条例第12条の規定は、施行日以後にされた実施機関の決定又は請求に係る不作為に係るものについて適用し、施行日前にされた実施機関の決定に係るものについては、なお従前の例による。

4 第7条の規定による改正後の大磯町個人情報保護条例第25条及び第26条の規定は、施行日以後にされた実施機関の決定又は請求に係る不作為に係るものについて適用し、施行日前にされた実施機関の決定に係るものについては、なお従前の例による。

平成28年2月16日 提出

大磯町長 中 崎 久 雄